

第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催結果

- 1 日 時 令和元年9月12日(木)午前10時00分～午前11時40分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第5・6会議室
- 3 出席委員 13名
和田会長、佐藤副会長、加藤委員、金森委員、武野委員、中山委員、日高委員、藤間委員、松木委員、松崎委員、峯委員、森村委員、渡邊委員
- 4 欠席委員 2名
青柳委員、林委員
- 5 出席職員 <高齢者支援課>
山田高齢者支援課長、大木高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長、奥野地域支援係長、小暮福祉相談係長、石渡介護予防生活支援担当主査、石谷在宅療養推進担当主査、北川施設担当主査、岸野高齢者支援課事務職員、兵動高齢者支援課事務職員
<介護保険課>
坪井介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、奥資格保険料係長、横関介護サービス係長、山元介護認定係長
<地域福祉推進課>
中澤地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹
- 6 傍聴者 3名
- 7 内 容 (1) 本日の会議について
(2) 次期計画策定のための調査について
(3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の平成30年度実施結果と令和元年度実施計画について
(4) 特別養護老人ホームの公募結果について
(5) その他
- 8 配付資料 資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
資料2 調査概要
資料3 前回協議会における調査票に対する委員意見一覧
資料4 調査 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票(案)
資料5 調査 要支援・要介護認定者調査票(案)
資料6 調査 介護保険サービス提供事業者調査票(案)
資料7 調査 介護支援専門員調査票(案)

資料8 調査 医療機関調査票(案)

資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況

資料10 令和元年度特別養護老人ホームの公募結果について

9 全文録

事務局 皆様、おはようございます。

本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を開催いたします。

まず、事務局より本日の協議会委員の出席状況についてご連絡申し上げます。

本日は、青柳委員、林委員から都合により欠席とのご連絡をいただいておりますが、15人の委員のうち、13人の委員にご出席をいただいておりますので、協議会規則第4条第2項により、本日の会議が有効に成立いたしますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日、傍聴を希望されている方が3人お見えになっています。傍聴の許可につきまして、当協議会の判断をいただきたいと存じます。

会長 皆様おはようございます。傍聴の申し出がありますので、皆様にお諮りします。傍聴を許可することに、ご異議はございませんか。

(委員から「異議なし」の声あり)

それでは、事務局は傍聴者を会議室の中に案内してください。

事務局 ここで、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にご送付させていただきました資料が、「資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定」、「資料2 調査概要」、「資料3 前回協議会における調査票に対する委員意見一覧」、「資料4 調査 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査票(案)」、「資料5 調査 要支援・要介護認定者調査票(案)」、「資料6 調査 介護保険サービス提供事業者調査票(案)」、「資料7 調査 介護支援専門員調査票(案)」、「資料8 調査 医療機関調査票(案)」、「資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況」、「資料10 令和元年度特別養護老人ホームの公募結果について」でございます。

また、本日、机上に配付させていただいている資料として、「本日の次第」がございます。

資料につきましては以上ですが、不足等はありませんでしょうか。もし、途中で不足等に気付かれた場合は、事務局にお申し出ください。

それでは本日の会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、次に、前回の議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前にメールにて2回ほど送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

事務局 委員の方から一度修正のご連絡があり、再度、修正したものを改めて、委員の皆さんにお送りいたしました。それ以降は修正の連絡はございませんでしたので、今回、改めて資料配付はいたしませんでした。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、

はじめに、議事1の「本日の会議について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の会議について、「資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定」をご覧ください。

本日の会議は、上段9月の に示したとおり、第7期計画の進行管理として、平成30年度の事業の報告、令和元年度の計画の確認、第8期に向けた調査票案を確認いただく場となります。調査票案につきましては、本日で確定したいと存じます。

また、次第4のとおり、1件ご報告いたします。本日の会議は2時間近く要することとなりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

会長 ありがとうございました。本日は、大きく2点の議題があり、1点目が前回から内容をみている調査票を確定すること、2点目が昨年度の事業の実施結果と実施計画について、委員からの意見を確認したいことが分かりました。

また、1件の報告があるとのことですが。

それでは、事務局から説明のあった「本日の会議について」ご質問はありますか。

(委員からの意見・質問なし)

それではないようですので、議事 1 は以上とします。

次に、議事 2 の「次期計画策定のための調査について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、次期計画策定のための調査について、資料 2 から資料 8 に基づきご説明いたします。

まず、「資料 2 調査概要」をご覧ください。本資料は、前回ご提示いたしました但、委員さんからのご意見を踏まえまして、改めてまとめたものでございます。

2 の「調査の種類」ですが、前回の提示と同じ調査数で、記載のとおりでございます。ただし、調査 については、医療機関に記入いただくため、「医療関係者調査」から「医療機関調査」に変更しております。

次に、3「標本調査の配布数の算出について」でございますが、前回、調査票の配布数の考え方について、明確にしてほしいという意見がございましたので、その考え方について示したものでございます。

各調査の分析単位ごとの母集団の数字から、必要標本数を求め、前回調査のときの回収率から配布数を算出しています。

ページ下の表は、母集団に対する必要標本数を示したものです。

2 ページをご覧ください。

(1) が調査 の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における配布数の考え方で、厚生労働省から、必要標本数 4 0 0 という指定があったことから、その 4 0 0 を各地区の必要標本数とし、前回の回収率が 7 6 % であることから、必要標本数を確保できるよう配布数 6 0 0 と設定しております。

(2) が調査 の要支援・要介護認定者調査における配布数の考え方で、分析する母集団の数字から統計学上の必要標本数と目標回収率から、配布数を表のとおりお示ししています。

次に、4 の調査期間ですが、調査 要支援・要介護認定調査から調査 医療機関調査につきましては、令和元年 1 0 月 1 1 日から 1 0 月 2 8 日までとなります。

なお、調査 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、厚生労働省から、追加調査項目及び調査方法等について、「秋頃」に提示されることが示されましたので、それを確認したうえでの調査実施となるため、実施を 1 1 月から 1 2 月予定としております。

3 ページをご覧ください。6 の前回協議会からの変更点でございますが、(1) の委員意見への対応につきましては、資料 3 にまとめましたので、資料 3 「前回協議会における調査票に対する委員意見一覧」をご覧ください。

皆さんからの意見で、類似した質問はまとめさせていただきましたが、皆さんからの意見は全て対応いたしました。

資料のNo. 1で、選択肢の数の意見については共通ルールとして、「1 基本的に1つに」、「2 実態把握をしたい場合は、いくつでも」、「3 回答者のニーズ・要望を把握したい場合は、2つまで、3つまで」と重み分けし、選択肢の数によって、8つの選択肢までは2つ、9つの選択肢以上は3つと使い分けることとしました。以下、設問の追加や修正等、記載のとおり対応しております。

恐れ入りますが、「資料2 調査概要」の3ページにお戻りください。

前回からの変更点で、(2)のその他につきましては、事務局で見直した8つについて示したものです。

主な変更点ですが、2つ目の点の、性別については、市で実施した男女共同参画調査を参考に注釈を加えました。

3つ目の点、調査 問43と調査 問20に、記載の選択肢を追加しました。これは、本計画の策定と同時に進めている、地域福祉計画の調査と合わせたものになります。

4つ目の点、調査 問45では、隣近所で困っている世帯があったときや、高齢で不自由になった時、手助けできること、また手助けしてもらいたいことを訊くものですが、育児など高齢者以外の選択肢を削除、高齢者のみの選択肢に整理し、さらに今はできないけれども、過去に手助けしたことのある項目欄を追加しました。

5つ目の点、調査 問21も、手助けできること、また手助けしてもらいたいことを聞くものでしたが、調査対象者が認定者であることから、手助けできることを削除し、手助けしてほしいことに特化するとともに、選択肢を調査 問45にあわせました。

以下、記載のと通りの修正変更をしております。

次に、資料4から資料8については、調査 から調査 の5つの調査票の案となります。変更した箇所については、網掛けにして、示しております。事前に送付しており、また、先ほど資料2の調査概要の6前回協議会からの変更点及び、資料3の前回協議会における委員意見一覧で、おおよそをご説明いたしましたので、詳しい説明は省かせていただきます。

なお、今回ご提示いたしました調査票の案につきましては、委員の皆さんのご意見を反映し、また、事務局としての修正を加えた、最終案としてご提示するものです。

調査 については、国からの情報を反映したうえでの確定となりますが、調査 からにつきましては、今回のご提示で確定させたいと存じます。

それでは、よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から、次期計画策定のための調査について説明していただきました。

資料2で、前回の意見についてほぼ対応していて、また事務局として変更している箇所があるとのことでした。

今回の調査票案が、最終案ということですので、事務局としては、これでいきたいということになります。

また、調査の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票に関しては、国指定の調査項目があるようですが、調査項目の更なる追加等が示されるのが、秋頃になってしまい、おそらく11月下旬になるのではないかと思います、それ以降に確定することです。

限られた時間のなかで調査を円滑に進めるためにも、本日の会議以降に調査票を変更することになった場合、会長の私と事務局とで調整して、内容を確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員の同意あり)

ありがとうございます。それでは、私に一任していただけるということで今後進めさせていただきます。

それでは、委員の皆さまからご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員 まず資料2についてお礼を申しあげたいと思います。短期間で特に資料2の3番について、裏付けをきちっと取りまとめていただきまして、ありがとうございました。

もう一点は、ちょっと細かい話ですけれども、資料5の問26が欠番になっているようですが、ここをちょっと見ていただきたいと思います。

事務局 問26がないということで、失礼しました。問27が問26に繰り上がりまして、以降ひとつずつ問の番号が繰り上げる対応をいたします。

委員 短期間で様々な修正ありがとうございます。追加項目をお願いしたいと思っておりますが、資料6の14ページのサービス提供事業者の調査に関連して、災害時に関する課題だとか、各事業所にとっての課題が色々聞こえてくるのが結構ありまして、実際、事業所の規模によっても違う部分があるので、自由記述での課題などを書ける欄を作っていたきたいなと思っておりますので、いかがでしょうか。

事務局 そうですね、ちょっとどこかに作れるかどうか検討してまいりたいと思います。

会長 よろしいでしょうか。災害関係でかなり重要視されるものですから色々な考えの方がいらっしゃると思いますので、問34の自由のところをちょっと少なくしていただいて、上にまたふたつ書けるようなスタイルにさせていただければありがたいな、というふうに思います。

ほかになにかございますでしょうか。

委員 資料5の4ページ、「医療についておたずねします、現在治療中の後遺症のある病気はありますか」というところで、選択肢18、耳の病気のその次で結構ですので、歯科の病気とか、嚥下とか、歯科に関するものも治療中という可能性もあるので、できればその辺りを盛り込んでいただけるとよろしいかと思えます。よろしくをお願いします。

○会長 なにか選択肢の文言案などはありますか。

○委員 口の中とか、分かりやすくしたほうがいいのではないかと思います。接触嚥下と書いても難しくなってしまうので、歯科の病気でもいいのではないかと思います。

事務局 選択肢のなかに歯科を入れてほしいということですが、確認しながら対応したいと思えます。

○会長 そのほかに何かありますかでしょうか。それではないようですので、議事2は以上とします。

事務局 今、皆さんから頂いたご意見ありがとうございます。今回この場で確定したいということで、先ほど事務局から申しあげましたので、今回頂いたご意見につきましては、事務局として、会長と調整をさせていただいて文言等の確定をさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

(委員の同意あり)

会長 ありがとうございます。それでは、引き続き、議事3「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の平成30年度実施結果と令和元年度実施計画について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、議事3「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の平成30年度実施結果と令和元年度実施計画」について、ご説明いたします。

「資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る事業の進捗状況」をご覧ください。

こちらの資料は、事前に送付させていただいておりますので、全ての事業の説明はしませんが、進行管理表は、各事業の内容、評価、方向性等を示しており、評価は、表紙にあ

る通り、〃、△、×の4段階で表しています。

それでは、1ページをご覧ください。A3見開きとなりますが、第7期計画の4つの目標と、16の方針、44の施策、90の事業の体系図をまとめてあり、各事業の評価を記載しています。

それでは、第7期における4つの目標に沿って、その中でも重点的取組に関連した事業、また、評価が「〃」「△」以外のもの、つまり「×」の事業等を中心に説明いたします。

2ページをご覧ください。まず、「目標1 高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進」でございますが、重点的取組の「地域住民主体の地域づくりの支援」の関連事業として、事業番号2「シニアクラブへの支援」でございますが、クラブへの補助金交付や運営支援を行うもので、90クラブに補助金を交付したほか、研修の際のバスの貸し出しなどの運営の支援を行ったことから、評価は「△」としております。令和元年度においても、引き続き、支援してまいります。

14ページをご覧ください。次に「目標2 健康づくり・介護予防の推進」でございますが、重点的取組の「総合事業の推進」の関連事業として、事業番号23「国基準と市独自サービスの提供」でございますが、総合事業を、国基準、市独自基準における通所型サービス、訪問型サービスの提供を行いました。また、担い手としての生活支援員の養成を行い、就労につなげていることから、評価は「△」としております。令和元年度以降も、引き続き事業を継続してまいります。

15ページをご覧ください。同じく重点的取組の「総合事業の推進」の関連事業として、事業番号25「介護予防推進事業」でございますが、介護認定を受けていない高齢者の生活機能の低下の度合いの把握と介護予防事業の普及啓発のため、65歳から5歳間隔で調査を実施するとともに、ふちゅう元気アップ体操などの介護予防教室を実施したことから、評価は「△」としており、令和元年度も、ふちゅう体操や元気アップ体操などの教室を開催するとともに、住民主体の通いの場の促すための「地域交流体操」を実施してまいります。

27ページをご覧ください。次に「目標3 地域での生活を支える仕組みづくり」でございますが、重点的取組の「認知症支援の推進」の関連事業について、事業番号46「生活環境の安定に向けた事業展開の研究」でございますが、認知症緊急ショートステイ事業、認知症見守り等支援事業ともに昨年度比で実績が減少しております。緊急ショートステイに関しては、介護保険制度上で緊急でショートステイ先を介護保険制度上で見つけられないときに、市と契約締結している事業所を利用するものですが、実績がないということで、介護保険上でショートステイ先を探すことができたものと解釈しております。一方、認知症見守り等支援事業につきましては、対象事業の、見守り、話し相手等よりも、介護保険サービスへのニーズが高かったものと考えられます。評価は「△」としており、今後、事業内容の維持、充実に向けた検討を進めてまいります。

28ページをご覧ください。同じく重点的取組の「認知症支援の推進」の関連事業について、事業番号47「認知症高齢者を支えるまちづくり」でございますが、認知症サポーターささえ隊の養成と認知症カフェの立ち上げ支援等について、サポーターの養成は、小中学校での実施を進めたこともあり、累計21,472人となりました。また、認知症カフェについては1か所減になりましたが、評価は計画通りとして「 」としております。令和元年度においては、継続的に実施していくとともに、認知症養成講座について、小中学校における実施をより充実させていきます。

30ページをご覧ください。重点的取組の「医療・介護連携の充実」の関連事業について、事業番号51「在宅療養の促進」でございますが、病院から在宅での療養を促進するため、協議体として、在宅医療・介護連携会議とその部会を開催するとともに、在宅療養の地域資源を調査し、これを基に「医療機関・介護事業所検索サイト」を開設しました。また、啓発のための市民講演会を3回開催し、計画通りに実施できたことから、評価は「 」としております。令和元年度も引き続き、これまでの取組みを継続してまいります。

33ページをご覧ください。重点的取組の「介護者の支援の充実」の関連事業について、事業番号58「家族介護者教室」でございますが、高齢者など介護に当たっている家族に、介護に関する知識や技術、介護者の健康管理について学ぶ場として実施しているもので、実施回数が57回、参加人数が647人となっており、参加者の確保に苦慮し、開催が少なかった地域包括支援センターもあったことから、評価は「 」としております。令和元年度においては、継続的に実施していくとともに、実施内容や周知方法を検討し、参加者の増加を図っていきます。

36ページをご覧ください。重点的取組の「地域支援体制の推進」の関連事業について、事業番号64「地域ケア会議の開催」でございますが、従前より開催されている、事業番号63の担当地区ケア会議、及び、各地域包括支援センターで、自治会や民生委員等の参加で開催している高齢者地域支援連絡会を地域ケア会議とし、また、全市的会議として、本計画協議会を充てております。地域ケア会議の体制を始めて間もないこともあり、全市的会議の開催が年1回にとどまっていることから、評価は「 」としております。

令和元年度以降においては、これらの各地域ケア会議において、個別課題から地域課題を引き出し、その課題の検討・解決に取り組むことで、効果的・効率的な個別支援に繋がっていきます。

43ページをご覧ください。事業番号75「消費者被害の防止対策」でございますが、消費生活センターと地域包括支援センターが協力し、出前講座を開催して、高齢者の悪質商法等の被害防止を図っていますが、平成30年度は出前講座開催が2回にとどまったことから、評価は「 」としております。令和元年度以降においては、引き続き、被害防止のための出前講座を拡充してまいります。

続きまして、4の介護保険制度の円滑な運営の主な事業について説明させていただきます。

す。44ページをご覧ください。

はじめに、事業番号76「介護サービス相談体制の充実」でございますが、高齢者支援課では、特別養護老人ホーム等利用者の福祉の増進などの向上を図ることを目的に、介護相談員13人を24ヶ所の施設等に924回派遣しました。また、介護保険課では、介護保険サービスの一定水準の確保を目的に、相談や苦情に対応する体制を整備し、内容に応じた適切な助言等を行ない、1,223件の相談及び調整を行ないました。当該事業につきましては、評価をとしておりまして、令和元年度以降につきましても、両課で引き続き実施してまいります。

次に、事業番号77「介護保険サービス利用料等の軽減」でございますが、低所得者の介護に係る経済的な負担の軽減を図ることを目的に行うものでございまして、低所得者利用者負担対策事業では2,719人に対して、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減事業では19人に対して実施しました。当該事業につきましては、評価をとしておりまして、令和元年度以降も引き続き実施してまいります。

45ページに移りまして、事業番号79「保険料多段階制の導入」でございますが、第7期介護保険料の決定に当たり、所得段階を16段階に見直すことで、さらに所得に応じた負担とするとともに、より低所得者に配慮した保険料体系としました。当該事業につきましては、評価をとしておりまして、令和元年度以降も第8期計画の策定に合わせて同様の取組みを行なってまいります。

46ページに移りまして、事業番号80「給付の適正化」でございますが、給付の適正化を図るために、要介護認定調査票の点検やケアプラン点検の効果的な実施の検討、住宅改修研修会の実施などに取組みました。なお、ケアプラン点検につきましては、東京都の支援を受けて1件の点検を実施しました。当該事業につきましては、評価をとしておりまして、給付適正化システムの活用や住宅改修の訪問調査の実施方法の検討、ケアプラン点検の効果的な実施と適正な点検数に関する調整・検討を行ない、令和元年度以降に実施します。

47ページに移りまして、事業番号82の「専門者研修の実施」でございますが、ケアマネジャーや事業者の質の向上を図るために、各種研修会を開催するものでございまして、高齢者支援課ではケアマネジャー向けに、介護プランと予防プラン演習を4回開催し参加者は134人、また、研修会を3回開催し参加者は130人でした。また、介護保険課では、事業者向けにコンプライアンスに係る研修会など4つの研修会を開催し、参加は合計218事業所、235人でした。当該事業につきましては、評価をとしておりまして、令和元年度以降も引き続き開催してまいります。

48ページに移りまして、事業番号84の「多様な人材の確保」でございますが、新たな福祉人材の確保及び多様な世代や活動者への持続的な活動支援を行なうことで地域の架け橋となるために、地域福祉推進課では、ボランティア活動相談支援で1,812件、

登録ボランティア活動で延べ4,626人の支援を実施しました。また、指導室では中学生の職場体験事業として、376事業所で1,901人の受け入れを支援しました。

また、新たな取り組みとして、地域福祉推進課、介護保険課では、社会福祉士資格取得者や介護職員初任者研修を受講した市内事業所に就労している者を対象とした補助金の交付、障害者福祉課では、都立武蔵野学園との災害時における福祉避難所に関する協定締結に向けた協議を行いました。当該事業につきましては、評価を としておりまして、令和元年度以降も引き続きこれまでの取り組みを継続してまいります。

最後に、事業番号86「施設サービスの基盤整備充実」でございますが、特別養護老人ホームの開設に向け、事業者を公募、選定したものの、事業スケジュールに不備があったことから、辞退届が提出されています。また、公共施設マネジメントに基づき、よつや苑は譲渡、しみずがおか在宅サービスセンターについては廃止について協議を進めております。当該事業の評価は、特養開設について、事業者から辞退されたことから、「 」としております。なお、特別養護老人ホームの開設については、今年度再公募し、事業者を選定しております。このことは、本日の議事4でご報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から、事業の平成30年度実施結果と令和元年度実施計画について報告がありました。

それでは、事務局の説明について、ご質問等がありますか。

委員 44ページの「低所得者への配慮」というところで、平成30年度のこの事業の軽減対象者は前年より増えていて、実際に軽減された方は19名ということなんですけれど、事業内容の3番目に必要に応じて対処用件支給割合については見直しを検討しますということだったのですが、実際にこの3番目のこの事業内容が行われたのかお聞きしたいと思います。

事務局 今のご質問に対してのお答えになりますが、まず制度としては二つございまして、一つ目が低所得者利用者対策事業ということで、具体的には介護サービスを利用した自己負担のうち25パーセントを軽減するという事業が一つありまして、こちらの対象者が2,719名いらっしゃいます。これは一つの事業として完結しております。

もう一つが全く別の制度である、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減事業で、また別の制度として対象者が19名いらっしゃいます。具体的には特別養護老人ホーム、ショートステイのサービス利用額、居住費、食費の一部を軽減するという制度でして、制度用件が大変厳しいことから、人数がだいたい20人前後ということで毎年生じております。

委員 わかりました。それでは、見直しは行われていないということによろしいですか。

事務局 実際は、見直しについては特に行ってはおりません。

会長 これは重複してそれぞれ利用可能なのでしょうか。

事務局 どちらかしかできないというものではないため、対象を満たしていれば二つ資格を持つことも可能になります。

会長 分かりました。ほかに何かございますか。

委員 43ページの消費者被害対策の事なのですが、啓発活動を本人にしていると思うのですけれども、実際に被害にあった調査の聞き取りをしているのですか、それとも被害者からの申告のみを受け付けているのですか。

事務局 消費生活センターのほうで、悪質商法の被害の防止の講座を開いているのですけれども、ご質問のありましたことについて実際に被害に遭われた方の調査をしているのかという事につきましては、今、手持ちで具体的な資料がございませんので担当課に確認後お答えできればと思います。

○委員 分かりました。

会長 そのほかに何かありますか。

委員 27ページの事業46ですが、これにつきまして平成29年、30年ともにがついていて、一番下の行の改善点を読みますと、認知症の見守り等支援事業については今の介護保険サービスを受ける前の段階として支援していく、と書いているのですけれども、事業内容から見ると、認知症の見守り支援の実施とすごく結びつくわけではないのですが、認知症の見守り支援事業というものの必要性があるのではないかと考えている点と、そうすると第8期計画について、認知症見守り等支援事業の実施というものは、なくなる方向で考えているということなのか伺いたいと思います。

事務局 認知症見守り等支援事業につきましては、第8期に向けて廃止ということまではまだ考えてはございません。今後必要である制度だからこそやっている認識もあります

ので、これを今後いかに必要な方に利用しやすくできるのか、周知の方法などを考えて行ければと思います。

委員 参考に事業者の方に聞きたいのですが、見守り等支援事業は一般的に考えた時に介護保険サービスとは違う面もあるのかなと思っていて、各市町村でも見守りの支援事業を行っているのですが、それは介護サービスの方で対応するという事で進めて行けばいいものなのですか。各委員の方、事業者の方に逆に伺いたいと思うのですが。

委員 認知症の見守り支援については、色々な活動の中で捉えている、把握している見守りをしなくてはいけないような対象の方に対しては、把握したうえで企業に対する支援の見守りの組み立てを行っている状況であると思います。多くの方がそれに関わっているのかというと、その限りではないような状況が今の報告にあったのかなというふうに捉えています。認知症サポーター養成講座で、「ささえ隊」の育成等を含めて講座などを地域包括支援センターを中心に行っている状況ではありますが、そこで得た「ささえ隊」の方を次にどういう所で活躍して頂けるのかというのがまだ、取組としては弱いのかなというのが私ども法人として捉えているところであります。あとは事務局のほうで答えていただけたらと思います。

事務局 認知症見守り等支援事業ということで、直接そちらだけではないのですが、いま社会福祉協議会のほうで、わがまち支えあい協議会を文化センター地域で実施しています。そちらでは、地域での課題を、地域の方で支えていただくということで行っているのですが、なかでも是政や小柳町の地域では住民の生活支援を支える仕組みとして、住民組織で行っていただいている部分があるのですが、その活動の一つとして地域のサロン活動にボランティアをしに行きながら、帰りがてらに認知症の方のお宅を訪問して、少し話し相手をするという取組を実際行っているところでございます。

その点については委員の方が重々承知されていると思うのですが、市の制度としてこういう制度を設けるとか、社会福祉協議会の仕組みとしてこういう制度があるのですが、市の委託事業としてやっていくことよりも、地域で支え合うことも肝要かなと考えておりますので、地域の方にその地域の認知症の方の話し相手として、専門職以外でもできる部分から広げていく事が必要かなと考えております。

会長 委員付け足すことはありますか。

委員 認知症見守り等支援事業は社会福祉協議会が行政から委託を受けて行っている事業です。わがまち支えあい協議会のほうでも、実際に認知症の見守りといっても、24時

間365日見守れるわけではありません。家族の方がいらっしゃる時間帯を公的サービスだけで全てを賄えませんので、できる限り公的サービス、民間サービス、インフォーマルサービスを組み合わせながら、なんとか24時間365日の見守り体制を作る事が肝要ではないかと考えております。公助だけ、共助だけ、自助だけという概念ではなく全てが必要と考えています。

実際のところ、若年性認知症の方が最近かなり増えている印象がありまして、そういった方は介護保険事業にはそぐわない。受け皿も大変少ないというところもありますので、そういったところは課題かなと感じます。若年性認知症の方は元気で参加意欲もありますが、ひとたび外へ出てしまうと行動範囲が非常に狭く、限られたところでないと帰宅できません。配偶者は就労していらっしゃると思いますので、一日中一人になる場合は地域の方が支えることが必要だと思いますので、わがまち支えあい協議会のなかでは、事例としては少ないのですが、実際に地域の方が若年性認知症の方を支えているという事例もございます。

委員 ご質問した主旨は、2025年には65歳以上の5人に1人は認知症を発症するかもしれないという統計が出ていますが、府中の場合、鉄道は高架ではなく踏切が多いので、24時間見守りを行うことは難しいと思いますし、公的な部分だけではできなくて、近所の自治会を含めた全体として、認知症の方が増えていくなかにおいて、市として重点的に対応を考えていく必要があるのかなと思います、ご質問させていただきました。

事務局 ご意見ありがとうございます。まず始めに、委員がお話をされていた第8期の事業がなくなるのではというご心配をいただいたところですが、この事業に関わらず、さまざまなサービスを提供していくなかで、利用実績が落ち込んでくる事業がこれに限らず他にもございます。事業実績が減っていくもの自体を淘汰してなくすという考えではなく、なぜ減っているのか、利用ニーズはあるはずなのに減っているのは何処に問題があるのかということをしっかり検証する必要があるものと考えております。

すぐになくしてしまうという結論だけを求めるのではなく、まずは分析をし、内容の抽出や要点の見直しを図りながら事業の継続を目指していきたいと考えております。

認知症対策につきましては、府中市としても認知症支援という部分では議会からも数多くのご意見、要望をいただいているところですので、府中市として認知症の方にどのような支援ができるのか、その家族にどのようなことが必要なのかを調査し、分析する事も含めまして今後検討して行きたいと考えております。

副会長 認知症の方は2025年には730万人、府中市でどのようになっているのか定かではないのですが、全国的には3000万人から4000万人の方が認知症と共に生きていく時代になることが数字からも分かります。このため、重点化をしなくてはいけな

いということで、認知症施策推進大綱も取りまとめられましたし、前回の国会では廃案となりましたが次の国会で認知症施策推進基本法が整備されるかと思えます。

市内には踏み切りなど危険も多いかと思えますが、みんなで認知症の方を管理したり、監視したりする対象と捉えない方がいいと思っています。みんなで配慮する必要があるわけで、管理したり監視したりする対象ではないので、そういうことを軸として第8期の計画を作っていく。認知症の方だけを見守るということより、障害の方を含めて生活に不便のある方全てに配慮することが必要なのかなと思えます。地域福祉計画ともリンクして第8期計画を作っていく事になるので、その際に、この事業をそのまま残していいのか、地域福祉の様なもっと大きなものに変化させて、認知症の方も含めて生活に支障のある方に気を使うような府中市の体制、地域づくりも考えてもいいと考えております。

会長 そのあたりも含めて、地域福祉計画の審議も進行しておりますので、市としても論議の必要があると考えますが、いかがでしょう。

事務局 高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画という小さな枠組みだけでなく、地域全体でとらえられるような、認知症の方への支援という所では検討を進めていきたいと考えております。

会長 分かりました。そのほかにありますか。

委員 2点お聞きしたいのですが、5ページの事業6「地域支え合いのための情報提供・人材育成及び居場所づくりの支援」で色々な課題の基本になっていくというところで、生活支援コーディネーターがいらっしゃって、地域福祉コーディネーターがいらっしゃって、市民への活動などかなりやっぴらっしやることが見えてくるのですが、ここのところで2点お聞きしたいのが、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの関係性といえますか、市民に向けての活動での連携や活動が効果的に行われているのかが先ほどの認知症の話聞いて思いました。事業評価をするときに、効果が出たところは表に書いていただくと判断しやすいと思います。どんな関係性があるって、どんな効果があるのかについてお聞きしたいと思います。

また、「実行」の覧のところ、平成29年は準備委員会の開催のところ「四谷」が入っていたのですが、平成30年度は四谷準備委員会がなくて、「ささえあい四谷」というところで書かれています。協議会がしっかり立ち上がって活動をされたということよろしいのでしょうか。

もう一つは7ページの事業8「関係機関との連携による就業機会の拡大」に関連して、高齢者の雇用の事については今年度も国が有識者会議を開いて、健康づくりをしたうえ

で働いていただく方向性のようですが、府中市でもそういう活動をしているようですが、就職者数 221 名の方々はどのような所に就職しているのでしょうか。また対象の細かな年齢層をお聞きしたいと思います。

事務局 まず生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの違いですが、地域福祉コーディネーターは地域に根差して、それぞれの個人の悩み事を受けることで個別課題を解決していくような役割、それから地域課題をみつけていくこととなります。

それから生活支援コーディネーターは、介護保険上の制度で、地域福祉コーディネーターで見つけた課題を、より大きな地域としてどの様に解決していくのかということ筋道立てていくものです。

地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターは、いずれも社会福祉協議会のほうに委託しており、それぞれ兼務しております。それぞれのコーディネーターが福祉圏域ごとに 6 人配置されており、また、生活支援コーディネーターは市全体のとりまとめとして一人います。

2 点目のコーディネーター活動については委員から具体的にご説明いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

委員 まず始めに、先ほどの日高委員からのご質問についてご説明させていただきますが、四谷のささえあい協議会は平成 30 年度に立ち上がり、事業展開をしているところです。

地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターについてですが、入口の相談事は、全て地域福祉コーディネーターが受け、全年齢層からの相談事が対象となります。

生活支援コーディネーターは介護保険法の事業ですので、65 歳以上の方とご家族が対象となります。このように対象者が大きく異なるところです。

病気の相談に関しては全年齢層、たとえば孤食、孤立、孤独な方々からの相談など多々あり、保健所の方とも連携して取り組んでおります。

たとえば、孤立しがちな方がいらっしゃって、地域で関わりを持ちたいという相談があった場合は、入口としては地域福祉コーディネーターが担当しお話を伺います。それをわがまち支えあい協議会の方に持っていき、そのなかでこの方が活躍できるような場所、場面がないかどうかについて相談をし、地域でのちょっとしたイベントに参加して頂いたり、孤立しがちな方の予防策をとったり、具体的な生活支援に繋げる役割が生活支援コーディネーターが担うこととなります。

他の自治体を見ますと、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターとが別々の人が担う所も多いようですが、府中市の場合は同じ人が全て入口から出口まで担当できるという点でメリットがあると、委託事業所としては認識しております。

事務局 ありがとうございます。また、もう一点のご質問の、7ページの事業8「関係機関との連携による就業機会の拡大」についてですが、住宅勤労課で行っている事業となりますが、今回の進行管理をさせていただくなかで記載の確認をしましたが、内訳についての確認をさせていただいておりませんので、触れないということになります。

会長 次回ご回答いただけますか。

事務局 担当課に確認いたしまして、データをいただけるということであれば、次回以降にお示ししたいと思います。

会長 分かりました。そのほかに何かございますでしょうか。

委員 24ページの事業39「公的な措置による生活の場の提供」で、養護老人ホームへの入所措置の実施というのが第7期からの新規とのことですが、実行の実人数は前度と比較することはできるのでしょうか。

事務局 前年度との比較についてですが、詳細な人数は手元にはないのでお伝えできませんが、傾向としては減少している状況です。

その理由として考えられるのは、様々な入所施設の整備が進み、ご自宅で生活できない、かつ経済的、環境的な課題を抱える方が選べる選択肢が充実してきていることです。

実際に相談を受けた場合にも、そのような選択肢の可能性を検討しまして、そちらを選択できる方にはそちらを選んでいただき、検討しても入所が難しい方には養護老人ホームの措置を実行しているところでございます。

委員 生活が困難になってきた高齢者というのは、まだまだこれから出てくると思われるので、是非、措置という制度のなかで生活が守られていく方も多いと思われまますので、寛容な判断をお願いしたいと思います。

○会長 市内の養護老人ホームの定数は何人でしょうか。

委員 市内には2か所養護老人ホームがあるのですが、多摩同胞会で運営しているのは信愛寮となり50名、一方で安立園も養護老人ホームとして行っており、都内全域からの受入れを行っておりますので、意味合いとしては市の措置でということになるかと思えます。

会長 安立園も50名ですか。

事務 安立園の定数でございますが、資料が手元がないので、私の記憶でしかありませんが、信愛寮よりも規模が大きく、100名を超える定員でございます。

事務局 ただ今、市内の養護老人ホームについてご説明いただきましたが、府中市として養護老人ホームの措置を行う方は全国に広がっており、南は長崎に措置をされている方もいらっしゃいます。

また、府中市は厚生施設として府中刑務所もございまして、地域性という部分では、出所した後どこにも住民票がないという方につきましては、その住所地において生活保護を受けたり、養護老人ホームの措置を受ける状況です。

これから単身高齢者などが増える見込みであり、また府中刑務所内における単身高齢者の服役中の方が出所されることなどを総合的に考えますと、現在は減っているのですが、一定の時期を迎えると上昇に転じるのではないかと事務局としては危惧しているところがございます。今後も様々な情報収集をしまして、養護老人ホームの措置の必要性について引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

会長 そのほか何かありますか。

委員 42ページの事業73「福祉サービス事業者等との災害時の連携」における、福祉避難所の仕組みというところで、設置運営に向けた検討会の議事録も拝見したのですが、今後どのようなスケジュールで検討していくのかについてお聞きしたいです。また、介護保険の居宅サービスとの連携について、連携を推進する記載がないのですが、現段階でどの様にお考えなのかお聞かせください。

事務局 まず1点目の質問の、福祉避難所の検討については、昨年3月に開催されたものが最後になっておりますが、前回の検討内容を踏まえ、今年度中に今一度開催したいと考えております。

2点目のご質問に関してでございますが、福祉避難所の設置とは別に、地域包括支援センターと災害時対応連絡会を開催しておりまして、前回は8月21日に開催させていただきました。そちらでも連携を取っていきたいと考えております。

委員 介護保険の場合、通所、訪問介護などの在宅系の事業所同士の連携に関して、今まで個人的に相談した際に、相談内容によって介護保険課や高齢者支援課を案内されてし

まい、最終的には、「ちょっとそういう仕組みになっていないんです」という返答があったのですが、いかがでしょうか。

事務局 ただ今の事業所間の連携というところなのですが、把握している限りでは、各事業所で、BCPの作成をしている所が少ない状況がございます。BCPというのは、実際に災害とか事故があった時に継続して事業をするためにどのような準備とか行動とかをあらかじめ決めておいて、いざ行動に移すというものになるのですが、まずは各事業所でそういったものが明確に作成されて、そのうえで自分の事業所の弱点なり、強みなりを把握することで、他の事業所との連携について具体的に目に見えてくると考えております。

そういったことから、今年度につきましては、事業所のBCPを作成する担当者を対象に講習会を実施する予定です。それに参加して頂きますと、講習会を受けるなかで、簡易的なBCPを作成できるプログラムになっておりますので、事業所に持ち帰っていただくことで完成度を高めていただき、BCPを完成させ、その後でどのように連携を取っていくのかについて検討することが大切なのかなと思っております。まずは今年度の講習でどのようなBCPが出来てくるかという所を見極めながら、市として支援をどの様にしていくのか検討していきたいと考えております。

会長 通所関係で委員なにかありますか。

委員 先日の大災害の際も介護者の方が自宅に戻れない、通所から自宅に送り返してもご家族が戻ってこないといった状況における連携の方法を言われていると思いますが、あの時は具体的な対策が何もなく、結局同じ利用者の所に、訪問も通所もケアマネジャーも行くということがあり、サービスを沢山利用している方へは沢山の事業所が訪問するのですが、ヘルパーしか利用していない利用者の所へは誰も確認に行っていないということもありましたので、それを踏まえて、市と事業所とが連携を取って、確認のためのマニュアルと作ろうとされているのかなと思います。

これを事業所だけで行うのではなく、市も交えてやっていただければと思います。

会長 是非、市も交わりながらやっていただけたらと思います。よろしいですか。

○事務局 分かりました。

副会長 福祉避難所については、たとえば特別養護老人ホームが指定されたりしますが、受け入れる数には限りがあると思います。今回の、千葉や成田の例を見てもライフラインが止まってしまうと避難所に行ってもクーラーが使えませんし、避難所に行けない一人暮

らしの高齢者はどうするのかという問題もあります。そういう状況になると、サービス提供事業者もケアマネジャーも民生委員も動きたくても動けない状況になるので、そういう時の状況を想定してプランニングしていかないといけないと思います。私の経験ではあらかじめ想定していたような仕組みが全てダウンしたときが最悪の事態となるため、そういう時に助かる命を時間との勝負のなかでどのように助けだすのかについて、考えていかなければなりません。助けたくても助けに行けない状況にはなってしまうので、第8期計画を策定するときには、地域福祉計画を策定するタイミングでもありますので、地域でいかに助け合うのかについて考えていく必要があると思います。

会長 このあたりも、地域福祉計画との調整を図りながら進めていけたらと思います。そのほかに何かございますか。

委員 前回にもお話ししたかもしれませんが、第7期計画には重点項目に指標として数字が入っていて分かりやすかったのですが、今後というところで、たとえば7ページの事業9「スポーツ健康増進活動」で、健康づくりを推進するうえで計画のところに目標数値が書かれており、行った結果とそれについての評価が分かりやすく書かれています。若干実績は減ってしまったものの、そこには理由があつてのことだと思うのですが、大変分かりやすいのかなと思います。数値化しにくい事業もあるかと思いますが、計画のなかで指標をできる限り記載してほしいと思います。健康寿命を延ばすというのも漠然としており解釈が広がってしまいますし、介護人材の確保というところでも、数値化されているものが妥当な数字なのか判断しにくいので、分かりやすい表記をしてほしいと思います。

会長 出来るところは目標数値を作っていていただいて、どの程度実行できたかを明確にしてほしい。

会長 そのほかに何かございますか。委員お願いします。

委員 敬老の日のお祝い金をお渡ししているのですが、そのときのお知らせの郵便物が2、3種類同じ時期に届くらしいんです。郵便物にも重要ですから必ず開封してくださいと記載してあるのですが、少し認知傾向の方にとってはそんなにたくさん来てもわからないと言って、開封しないでいる方がいらっしゃいます。特に、敬老の日の記念大会の案内、お祝い金の案内ともう1種類ですが、もう少し事業の実施時期をずらすか、もしくはもう少し分かりやすい案内にさせていただくなどの工夫をしてほしいです。

また、介護保険の認定の際に、90歳以上の男性が張り切ってしまう、前回の認定時よりも下がってしまう、お金がかかることが多くなってしまった方を知っています。これは

おかしいなと思いつつ、市で決定されたことなので受け入れなければいけないのかなとも思っていたら、90歳を過ぎた方が運動機能や認知機能が上に行くはずがないので、介護保険を認定される方はそのところをもっと考慮して頂けたらと思います。

それから、熱中症グッズを配付したのですが、年々、何となく高齢者の方に受け入れられないようなグッズになってしまっているの、考えていただきたいです。

最後に、認知症になる方は高齢者が多いかもしれませんが、今は若年の方でも認知症になるため、認知症啓発のパンフレットだけでも全戸配付してもいいのではないかと思います。

事務局 まず9月の時期に送られる郵便物についてですが、おそらく仰っているのは、77歳と88歳の節目の方へのお祝い金のご案内と、9月16日に開催されます敬老の日記念大会の、70歳以上の方へお送りしている招待状、それからシルバーパスの更新が9月末に有効期限がまいりますのでのご案内、おそらくこの3点かと思われます。77歳、88歳の節目のお祝いの方へのご案内に関しましては、たまたま重なってしまうと3通になってしまう可能性がございますが、シルバーパスにつきましては東京都の事業でございますので、配付の時期もある程度決まっているのでなかなか市のほうで調整はできないのですが、敬老の日の記念大会のご案内につきましては、なるべくシンプルにかつ分かりやすいものに、毎回毎回見直しをさせていただき、今の案内になっておりますが、何か相手方からのご意見等があればその都度見直していきたいと考えております。

熱中症の配付グッズについてですが、事務局は毎年何を配ろうかと頭を悩ましているのですが、グッズを配るか配らないということに関しては、熱中症の普及啓発というところもありますし、配っていただく際に案内だけではなくグッズがあることで訪問が円滑に行われている事もありますので、交流するきっかけづくりということにもつながる考えておりますので、準備させて頂いくなかで内容について毎回見直していきたいと考えております。

認知症の普及啓発につきましては、広く予防という部分を含めて周知していく必要があると考えておりますので、検討していきたいと思っております。

介護保険の認定に関してですが、介護保険の介護度の決め方は、年齢ではなく、たとえば65歳を超えたばかりの方でもお身体の状況が様々な方がいらっしゃいますので、あくでも国の原則に則った74項目の調査とそれに伴った特記事項、主治医の意見書をもとに全国一律の判断をしながら実施しております。このため100歳の方でも要支援認定の方はいらっしゃいます。

介護保険法の理念が高齢者の自立支援ということになっておりますので、介護度が重ければいいのか、軽いほうがいいのかというご意見もありますし、認定の際に本人が頑張ってしまうこともあるかと思っておりますが、認定調査員は能力だけを見ているのではなく、介護

保険の介護度というのは体の状態ではなく、その後ろに発生している介護の手間を見えています。認定調査の際に頑張っているが、認定調査員は同席の介護者から、実際にどういう介護をしているのかについての聞き取りも行っております。このため、認定調査員が介護者から「認定調査の際には頑張っているが普段は出来ない」という話を聞けば、その点を踏まえた調査をしております。

介護認定の適正化が求められていることもあるため、軸がずれないように基本原則に沿った形で行っております。認定調査員は、年齢への配慮ではなくて、本人が頑張ってしまうけれども実際には何ができないのかについて見極めることができますし、その力をつけるための研修も実施しております。このため、認定調査員は国の原則に則った調査方法と考え方で実施しております。

会長 よろしいでしょうか。とりわけ高齢になると認定調査の際は頑張ってしまうため、本来は出来ないことを出来ると言ってしまうため、調査の仕方が難しいのですが、基本は生活のしにくさをどの様に見ていき、それに対してどのように対応していくのかという制度ですので、ぜひ研修などについてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはありませんか。それではないようですので、議事3は以上とします。

それでは、引き続き、議事4の「特別養護老人ホームの公募結果について」、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料10をご覧ください。

まず、1の「公募内容及び選定結果」についてです。特別養護老人ホームの整備につきまして、府中市 高齢者 保健福祉計画・介護保険事業計画 第7期に基づき、令和元年5月から6月にかけて公募を実施し、1事業者から応募がありました。

市の基準に基づき、審査を行った結果、(仮称)社会福祉法人 永生会を事業予定者として選定いたしました。

図表下段の「選定結果」欄に示しております事業計画でございますが、計画地は「府中市若松町四丁目3番地及び4番地」、敷地面積は「4,848.7㎡」、構造は「鉄筋コンクリート造・地下1階・地上3階」、延床面積は「5,050㎡」、事業内容は、特別養護老人ホームとショートステイのベッドを合計で「

120床」、さらに、防災拠点型 地域交流スペースを整備するものとし、開設年月は「令和4年3月」を予定しております。

続きまして、2の「今後の予定」でございますが、今回選定しました事業者は、特別養護老人ホームの整備に当たって、建設費補助金の活用を検討しているため、事業者から東京都に対し、補助協議を進める予定です。

今後の協議の過程で、東京都から事業者に対して、計画内容についての指摘があれば、

先ほど説明しました内容が変更になる可能性がございますので、ご承知おきください。

また、選定した事業者は、現在、社会福祉法人として設立していないため、設立認可を受ける必要があります。東京都の補助内示を受けた後、速やかに社会福祉法人の設立手続を進めるとともに、施設整備を行い、最終的には、東京都の介護保険における指定手続を経て、開設する予定となっております。

私からの報告は以上でございます。

会長 何かご質問ありますか。若松町につくるということになります。

事務局 捕捉させて頂いてよろしいでしょうか。

ただ今、若松町ということで説明させていただきましたが、今年の6月1日にも同じ若松町に特別養護老人ホームを開設しておりまして、同じ若松町のため場所も近くなっております。市内にお住まいの方にはこう申しあげると分かりやすいかと思いますが、新小金井街道と美術館通りが交わる交差点がありまして、そこにはファミリーレストランと動物病院がと車関係のお店がありますが、その交差点の自衛隊側の一画にできます。自衛隊とシャトレゼの間のあたりに出来るとイメージしていただければと思います。かなり広いエリアで開設を目指しておりますので、市内としては120床という非常に大きな施設となる予定です。

法人の母体ですが医療法人社団が母体となっております。医療法人社団さんが直接特別養護老人ホームを運営することができませんので、あらたに社会福祉法人を設立して運営をしていくということです。

会長 ありがとうございます。ご質問ありますでしょうか。

委員 補助金はいくらぐらい出るのでしょうか。

事務局 都の補助金額ですが、整備費で約10億5900万円、定期借地の補助金として3億円を予定しております。

会長 よろしいでしょうか。そのほかに何かございますでしょうか。
それはないようですので、議事4は以上といたします。最後に、議事5の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から1点、次回会議の日程についてご連絡いたします。次回、令和元年度第4回会議の日程等は、資料1にも記載のとおり、10月31日(木)の午前

10時から、本日の会議室の半分のスペースになりますが、第6会議室で開催したいと考えております。

会議の内容は、見える化システムによる評価、第8期計画の体系等の確認、地域包括支援センターの平成30年度収支決算報告などについて、ご意見を頂きたいと存じます。

以上でございます。

会長 ご質問はありますか。

それではないようですので、これで本日の第3回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了します。

長時間にわたり、お疲れ様でした。

以上